

平成 28 年 8 月 22 日

お客様各位

道路交通法の一部改正について (重要)

仙台北自動車学校

本日は、仙台北自動車学校に御入校いただき誠にありがとうございます。また、日頃から教習所事業に対してご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月 12 日に道路交通法の一部改正が行われることになりました。その内容について重要な部分がございますので、お知らせいたします。

【普通車免許取得の方】

施行される平成 29 年 3 月 12 日が日曜日であることから、実質的には平成 29 年 3 月 10 日金曜日までに運転免許センターで行われる普通自動車免許試験に合格し、本免許の交付を受けると、これまでの普通自動車免許と同じ車両総重量 5t 未満、最大積載量 3t 未満の自動車を運転することができます。ところが、平成 29 年 3 月 11 日以前に自動車学校を卒業されても、平成 29 年 3 月 12 日の施行日以降に普通自動車免許試験を受験合格し普通自動車免許の交付を受けますと運転できる自動車は、車両総重量 3.5t 未満、最大積載量 2t 未満と運転できる自動車の車格は小さくなります。

法改正付近に普通自動車免許試験を受験されるご予約の方は、平成 29 年 3 月 10 日までに運転免許センターで普通車免許試験を受験され合格し、普通車免許証の交付を受けることとお勧めいたします。

【準中型一種・中型一種及び二種・大型一種及び二種、牽引一種免許取得の方】

運転免許証の更新時に、更新する免許の運転適性検査(深視力検査及び視力検査一眼視力 0.5、両眼視力 0.8)が合格しない場合には、新法による普通自動車運転免許の交付となります。運転できる自動車の上限は車両総重量 3.5t 未満、最大積載量 2t 未満となります。